

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月14日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	茂原市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.mobara.chiba.jp/0000001775.html

執行機関名 茂原市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則(令和3年茂原市規則第24号)による医療費等の助成に関する事務
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		茂原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第3の項 茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則(令和3年茂原市規則第24号)による医療費等の助成に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和36年11月29日法律第238号)第1条	茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則(令和3年茂原市規則第24号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、ひとり親家庭等の疾病又は負傷による医療費等の負担を軽減し、ひとり親家庭等の生活の安定の確保を図るため、ひとり親家庭等医療費等(以下「助成金」)の助成に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		茂原市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する規則(令和3年3月30日茂原市規則第24号)